

# 重要な お知らせ

## 令和2年度 修学支援新制度に 関する説明会の開催について

**対象者：日本人の学部学生で現在1～3年生の者  
(医学部及び薬学部生は4～5年生を含む)**

- ・令和2年4月1日から「高等教育の修学支援新制度」が実施されます。
- ・新しい制度では、現在大学に在学している「日本人の学部学生」で、「住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯」の学生に対して授業料減免を実施し、併せて日本学生支援機構から給付型奨学金が支給されます（ただし、学業成績基準を満たしている必要があります）。

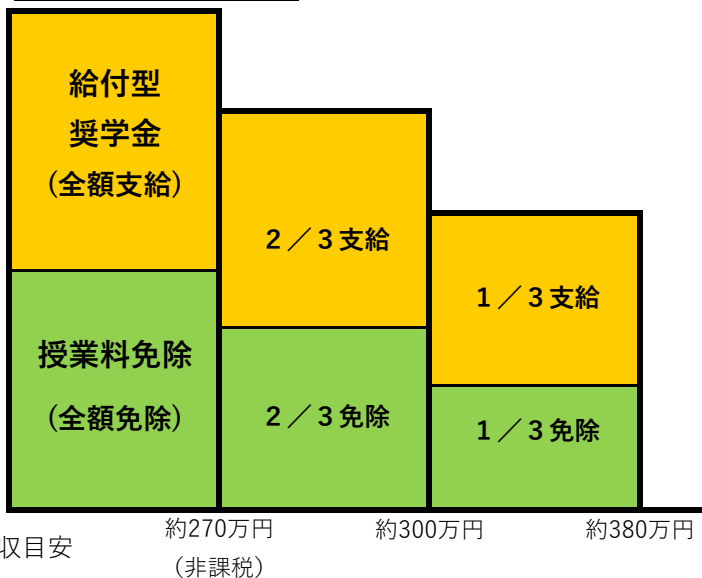
### ・新しい修学支援制度に関する説明会を下記のとおり開催します。

【黒髪地区】	10月23日(水)	12:00～12:50	E-205教室
	10月25日(金)	18:10～19:00	E-205教室
	10月28日(月)	16:30～17:20	C-301教室
【本荘地区】	10月24日(木)	12:00～12:50	医学部総合研究棟3階講習室
	10月30日(水)	12:00～12:50	薬学部第一講義室

※いずれか都合の良い日に出席願います。

### ■制度の概要

- 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の  
学生の給付・免除割合



- 住民税非課税世帯の給付型奨学金の給付額 (年額)

[国立大学生：全額支給の場合]

【自宅生】 約35万円

【自宅外生】 約80万円

※授業料減免及び給付型奨学金支給対象者に認定されても、その後学業成績、学修意欲の低下が認められるときは、授業料減免及び奨学金の支給が打ち切られる場合があります。

※家計基準についても、毎年審査を受ける必要があります。

(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は、家族構成により異なります。)

詳細については、文部科学省ホームページ「高等教育段階の教育費負担軽減」を参照願います。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

学生生活課経済支援担当 096-342-2151 (8:30～18:15/土・日、祝日除く。)